

商法（船荷証券等関係）等の改正に関する説明会を実施

法務大臣の諮問機関である法制審議会が2024年9月に商法等改正要綱を採択し、法務大臣に答申したことで、日本でも船荷証券の電子化に向けた法改正が行われることとなりました（法案の国会提出・成立時期、施行時期は未定）。

これを受け、法制審議会の関係部会に当協会推薦委員として審議に参画してきた、弁護士法人阿部・阪田法律事務所の池山明義弁護士を講師にお迎えし、当協会会員会社を主な対象とした説明会を10月21日（月）に開催、会場とオンラインを合わせて約70名が出席しました。

池山弁護士は、要綱策定にいたるまでの経緯や要綱の概要について解説し、その中で、日本や諸外国の国内法で電子化された船荷証券（電子B/L）の法的認知が広がれば、電子B/Lの利用促進に繋がる可能性がある」と指摘。また、本法制化の意義として、海運実務で使用されている規約型電子B/Lについて、規約当事者以外（運送品の差押債権者等）の権利義務関係に日本法が適用される場合であっても、法的認知により電子B/Lの効力が否定されない可能性等を挙げました。

この他、池山弁護士は今後想定される海運実務への影響として、多数のシステム間の競争激化と、複数システムの利用による利用者の費用・習熟負担の問題を挙げました。

質疑応答では出席者から多くの質問が出される等、活発な意見交換の機会となりました。



講演する池山弁護士



会場の様子

＜ご参考：商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱（法務省 HP）＞

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00004.html